

石川県の賃金、労働時間及び雇用の動き

— 毎月勤労統計調査年報 —

平成 23 年

石川県県民文化局
県民交流課統計情報室

目 次

| | |
|--|----|
| 毎月勤労統計調査地方調査の説明 | 1 |
| 調査結果の概要(規模5人以上) | 7 |
| 統 計 表 | |
| 1 指数 | |
| 1表 産業別名目賃金指数(現金給与総額) | 11 |
| 2表 産業別実質賃金指数(現金給与総額) | 15 |
| 3表 産業別名目賃金指数(きまって支給する給与) | 19 |
| 4表 産業別雇用指数 | 23 |
| 2 給与・賞与 | |
| 5表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間現金給与額 | 27 |
| 6表 産業別きまって支給する給与 | 45 |
| 7表 産業別臨時給与(賞与)の支給状況 | 49 |
| 3 出勤日数・実労働時間数 | |
| 8表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間出勤日数・実労働時間数 | 50 |
| 4 労働者数 | |
| 9表 産業別、性別月末推計常用労働者数 | 68 |
| 10表 産業別、性別月末推計パートタイム労働者数 | 72 |
| 11表 産業別入職率・離職率 | 76 |
| 5 その他 | |
| 12表 産業別、就業形態別の1人平均月間現金給与額・出勤日数・実労働時間数 | 80 |
| 付・毎月勤労統計調査特別調査結果 | |
| 1 毎月勤労統計調査特別調査の説明 | 84 |
| 2 調査結果の概要 | 85 |
| 第1表 産業別、性別、規模別 きまって支給する現金給与額 | 86 |
| 第2表 産業別、性別 特別に支払われた現金給与額・月間出勤日数・1日の実労働時間数・ 常用労働者数 | 86 |
| 3 毎月勤労統計調査の沿革 | 87 |
| 4 調査票(第一種、第二種、特別調査) | 88 |

毎月勤労統計調査地方調査の説明

第1 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であって、雇用、給与及び労働時間について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する県内の全事業所の中から、産業及び規模ごとに無作為に抽出し厚生労働大臣が指定した約600の事業所について調査を行っている。

3 調査期間

調査期間は1か月を単位としており、調査期日は毎月末現在(給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与日現在)としている。

4 調査の方法

| 区分 | 第一種事業所調査 | 第二種事業所調査 |
|-------|--|---|
| 事業所規模 | 常用労働者を常時30人以上雇用する事業所 | 常用労働者を常時5人以上29人以下雇用する事業所 |
| 調査方法 | 事業主が調査票に記入して郵送又はオンラインにより提出する方式により行っている。 | 小規模事業所の事務負担を軽減するため、統計調査員が調査事業所の事業主に対して質問し、調査票を作成する方式又はオンラインにより提出する方式で行っている。 |
| 抽出方法 | 総務省統計局が行う事業所・企業統計調査の結果に基づいて作成した事業所全数名簿から産業、事業所規模別に所定の抽出率で無作為に抽出している。指定後は、原則として次の抽出替えまで継続して調査する。 なお、事業所の新設等を調査結果に反映させ、また、廃止事業所等の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行っている。 | 二段抽出の方法による。 1次抽出は、事業所・企業統計調査の調査区を数個ずつ統合して「毎勤第二種調査区」とし、ここから抽出した約10調査区を統計調査員が巡回し、「調査区内事業所名簿」を作成する。 2次抽出は、その名簿のうち常用労働者5～29人規模の事業所のなかから産業別に所定の抽出率で無作為に事業所を抽出している。 |
| 調査期間 | 調査期間は原則として3か年である。事業所の交替は、事業所・企業統計調査の最新の全数名簿を用いて抽出した事業所に一斉に交替(抽出替え)している。 | 調査期間は原則として18か月である。事業所の交替は、調査区を3組に分けて6か月ごとに3分の1ずつ交替する。 |

5 調査・集計事項の定義

(1) 調査事項の用語の説明は、次のとおりである。

ア 調査の項目

| 調査事項 | 説明 |
|------------|---|
| 現金給与総額 | 所得税、社会保険料、組合費、貯金、購買代金等を差し引く前の給与総額（税込み）のことである。（実際の支払額（手取額）のことではない。） 現金給与総額＝「きまって支給する給与」＋「特別に支払われた給与」 |
| きまって支給する給与 | 労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与額のことである。 （＝所定内給与＋超過労働給与） |
| 所定内給与 | きまって支給する給与のうち、超過労働給与額以外のものをいう。 |
| 超過労働給与 | 所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与額のことである。超過勤務手当・時間外勤務手当・残業手当、休日出勤手当、深夜手当等である。宿日直手当は、本来の職務外として行った場合は含めるが、守衛等、宿日直勤務が本来業務である労働者に支払われる場合は該当しない。 |
| 特別に支払われた給与 | 定期又は臨時に労働者の勤務成績、経営状態等に応じて支給され、その額があらかじめ定められていないもの、又はあらかじめ支給条件・算定方法が定められていても、その給与の算定が3ヵ月を超える期間ごとに行われるものをいう。 夏季・年末賞与、ベースアップが行われた場合の差額追給分、6ヵ月ごとに支払われる通勤手当、寒冷地手当、一時的突発的に支払われた結婚手当などが該当する。 |
| 総実労働時間 | 労働者が実際に労働した時間のことである。給与の算定の有無、理由の如何を問わず、当該事業所の事業活動に従事していない時間は含めない。休憩時間は除かれるが、運輸関係労働者等のいわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。 「総実労働時間」＝「所定内労働時間」＋「所定外労働時間」 |
| 所定内労働時間 | 事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。 |
| 所定外労働時間 | 早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。 |
| 出勤日数 | 労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。 |
| 常用労働者 | 次のうち、いずれかに該当する労働者のことである。 ①期間を定めずに、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者。 ②日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2ヵ月前にそれぞれ18日以上雇われている者。 〔いわゆる正社員、正規従業員、パートタイム労働者（ごく短期間しか勤めな人を除く）〕 なお、重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者や、事業主の家族でも常時その事務所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。 |
| 一般労働者 | 常用労働者のうち、「パートタイム労働者」でない者のことをいう。 |
| パートタイム労働者 | 常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことをいう。 ①1日の所定時間が一般の労働者より短い者。 ②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。 |

イ 集計表の比率等

(ア) パートタイム労働者比率

パートタイム労働者比率とは、調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を百分率化したものである。

(イ) 入職率、離職率

入職率とは、調査期間末に、採用、転勤等で入職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

離職率とは、調査期間末に、退職、転勤等で離職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

(ウ) 賞 与

賞与とは、特別に支払われた給与のうち、一般に期末手当、ボーナスと呼ばれている給与のことである。

この調査では、6月～8月に賞与として支払われたものを夏季賞与として、11月～翌年1月に支払われたものを年末賞与として、毎月の集計とは別に集計している。

なお、第二種事業所(規模 5～29人)の調査については、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ換えるので、賞与集計の対象となるのは残りの3分の2の調査区の事業所となるため、地方調査では事業所規模5人以上の集計は行わず、第一種事業所(規模30人以上)のみを集計している。

6 標本事業所の設計方法

この調査は、総務省統計局が行う事業所・企業統計調査に基づく事業所名簿を母集団として調査事業所を抽出する標本調査である。

標本は、産業大分類別(製造業、卸売・小売業及びサービス業は一部中分類)及び規模別(事業所規模5～29人、30～99人、100～499人及び500人以上)に層化された母集団から、各層ごとに設定された抽出率によって抽出される。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

なお、地方調査の調査事業所は、全国調査の標本に地方調査のみの標本を加えたものとなっている。

7 調査結果の算定

事業所からの毎月の結果を集計して、産業、就業形態及び性別の労働者数、1人平均月間現金給与額、出勤日数及び労働時間数を推計した。推計の結果得られた数値は、5人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう復元して算定した。

(1) 産業及び規模別各種平均値の算定方法

本調査結果のうち、産業、規模別1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額、実労働時間数、延出勤日数の各々の合計を前月末及び本月末労働者数の合計の平均値で除して求めている。

(2) 産業計及び規模計の各種平均値の算定方法

産業計、規模計の各種平均値は、まず産業、規模別の調査事業所の現金給与額、実労働時間数及び出勤日数の各集計延数に推計比率(母集団労働者数÷前月末労働者数)を乗じて合計し、同様に推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めている。

(3) 推計労働者数の算定方法

推計労働者数は、産業及び規模別、産業計及び規模計とも調査労働者数に推計比率を乗じ、母集団に復元して求めている。

8 指数の算定

この調査は、各調査結果の長期的な時系列比較を目的として、特定の年（以下「基準年」という。）の実数の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。指数は5年ごとに改訂しており、現在は、平成22年を基準（平成22年＝100）としている。

(1) 指数の算定方法

各月の指数の計算式は次のとおりである。

① 名目指数（賃金指数、労働時間指数、常用雇用指数）

$$\text{名目指数} = \frac{\text{集計結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

② 実質賃金指数

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数（金沢市の持家の帰属家賃を除く総合指数）}} \times 100$$

なお、年平均の指数は各年1月～12月の指数を単純平均したものであるが、実質賃金指数の年平均は名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれについての年平均の比率で計算する。

(2) 指数の改訂

指数は、次の2つの事由で過去に遡って改訂する。

① 基準時更新

指数は西暦年の末尾に0又は5のつく年を基準年としており、5年ごとに新たな指数作成年の平均を100とした指数の改訂を行っている。

② 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

この調査は、規模30人以上の事業所においては、おおむね3年ごとに標本事業所の抽出替えを行っている。この抽出替え時には、従来の標本事業所による集計結果と、新たに抽出された標本事業所による集計結果との間にギャップ（差異）が生じる。このため、新旧事業所を重複調査し、その集計結果のギャップを修正し、長期的な時系列の連続性を保つこととしている。

直近では、平成24年1月分調査で第一種事業所の抽出替えを行った際、ギャップを修正し、過去に遡って指数を改訂している。

なお、実数値については、ギャップ修正を行っていないので、時系列比較は指数により行うことが適切である。

9 利用上の注意

- (1) 毎月勤労統計調査では、平成22年1月調査分から、平成19年11月に改訂された日本標準産業分類(以下、「新産業分類」という。)に基づき集計している。
- (2) 前年増減率については、抽出替えによるギャップ修正済指数又は実数を用いて計算しているの
で、実数比較に相違する場合がある。
- (3) 統計表中の数値は、四捨五入してあるので、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値とは一
致しない。
- (4) 統計表において、調査事業所が少ないないため、掲載していない分類があるが、調査産業計な
どは、これらも含めて集計している。
- (5) 統計表に用いる符号
「0」、「0.0」……………単位未満
「－」……………該当数値なし
「…」……………不詳または比較数値なし
「×」……………調査事業所が少ないため、掲載しない
「△」……………負数または減少

10 表章産業変更に伴う取扱い

- (1) 表章産業の変更について
毎月勤労統計調査では、平成22年1月調査分から、新産業分類に基づき集計している。
これにより、当調査の表章産業は次ページのとおりである。
- (2) 平成21年以前の結果との接続について
旧産業分類に基づいて表彰している平成21年以前の結果との接続については、平成18年
事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変
動が3%以内に収まる対応(次ページ「旧産業との接続」が◎、○、△、▲である対応)を単純
に接続させている。また、本年報では新産業分類で表章している。

毎月勤労統計調査地方調査における集計産業

| 集計産業（新産業分類 H22.1～） | | | 旧産業との接続 | 平成21年以前の集計産業（旧産業分類） | |
|--------------------|---------|------------------------------|---------|---------------------|--------------------|
| 大分類 | TL | 調査産業計 | ○ | TL | 調査産業計 |
| | C | 鉱業、採石業、砂利採取業 | ◎ | D | 鉱業 |
| | D | 建設業 | ◎ | E | 建設業 |
| | E | 製造業 | ◎ | F | 製造業 |
| | F | 電気・ガス・熱供給・水道業 | ◎ | G | 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| | G | 情報通信業 | ▲ | H | 情報通信業 |
| | H | 運輸業、郵便業 | ▲ | I | 運輸業 |
| | I | 卸売業、小売業 | ▲ | J | 卸売・小売業 |
| | J | 金融業、保険業 | ◎ | K | 金融・保険業 |
| | K | 不動産業、物品賃貸業 | × | L | 不動産業 |
| | L | 学術研究、専門・技術サービス業 | × | Q | サービス業（他に分類されないもの） |
| | M | 宿泊業、飲食サービス業 | × | M | 飲食店、宿泊業 |
| | N | 生活関連サービス業、娯楽業 | × | Q | サービス業（他に分類されないもの） |
| | O | 教育、学習支援業 | ▲ | O | 教育、学習支援業 |
| | P | 医療、福祉 | ○ | N | 医療、福祉 |
| | Q | 複合サービス事業 | ▲ | P | 複合サービス事業 |
| | R | サービス業（他に分類されないもの） | × | Q | サービス業（他に分類されないもの） |
| 中分類等 | E09, 10 | 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業 | ◎ | F09, 10 | 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 |
| | E11 | 繊維工業 | × | F12 | 衣服・その他の繊維製品製造業 |
| | E12 | 木材・木製品製造業（家具を除く） | △ | F13 | 木材・木製品製造業（家具を除く） |
| | E13 | 家具・装備品製造業 | ◎ | F14 | 家具・装備品製造業 |
| | E14 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | △ | F15 | パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| | E15 | 印刷・同関連業 | ◎ | F16 | 印刷・同関連業 |
| | E16, 17 | 化学工業、石油製品・石炭製品製造業 | 新設 | | |
| | E18 | プラスチック製品製造業（別掲を除く） | ◎ | F19 | プラスチック製品製造業（別掲を除く） |
| | E19 | ゴム製品製造業 | ◎ | F20 | ゴム製品製造業 |
| | E21 | 窯業・土石製品製造業 | ◎ | F22 | 窯業・土石製品製造業 |
| | E22 | 鉄鋼業 | ◎ | F23 | 鉄鋼業 |
| | E23 | 非鉄金属製造業 | ◎ | F24 | 非鉄金属製造業 |
| | E24 | 金属製品製造業 | ◎ | F25 | 金属製品製造業 |
| | E25 | はん用機械器具製造業 | × | F26 | 一般機械器具製造業 |
| | E26 | 生産用機械器具製造業 | × | F26 | 一般機械器具製造業 |
| | E27 | 業務用機械器具製造業 | × | F31 | 精密機械器具製造業 |
| | E28 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | ▲ | F29 | 電子部品・デバイス製造業 |
| | E29 | 電気機械器具製造業 | × | F27 | 電気機械器具製造業 |
| | E30 | 情報通信機械器具製造業 | × | F28 | 情報通信機械器具製造業 |
| | E31 | 輸送用機械器具製造業 | ◎ | F30 | 輸送用機械器具製造業 |
| | E32, 20 | その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業 | 新設 | | |
| | ES1 | E一括分1（個別設定） | | FS1 | F一括分1（個別設定） |
| | ES2 | E一括分2（個別設定） | | FS2 | F一括分2（個別設定） |
| | ES3 | E一括分3（個別設定） | | FS3 | F一括分3（個別設定） |
| | I-1 | 卸売業（I50～I55） | △ | J-1 | 卸売業（J49～J54） |
| | I-2 | 小売業（I56～I61） | × | J-2 | 小売業（J55～J60） |
| | M75 | 宿泊業 | ◎ | M72 | 宿泊業 |
| | MS | M一括分（個別設定（M76, 77は必須）） | | | |
| | P83 | 医療業 | ◎ | N73 | 医療業 |
| | PS | P一括分（個別設定（P84, 85は必須）） | | | |
| | R91 | 職業紹介・労働者派遣業 | × | Q90 | その他の事業サービス業 |
| | R92 | その他の事業サービス業 | × | Q90 | その他の事業サービス業 |
| | RS | R一括分（個別設定（R88-90, 93-95は必須）） | | | |
| 特掲区分 | TK1 | 特掲産業1（個別設定） | | | |
| | TK2 | 特掲産業2（個別設定） | | | |
| | TK3 | 特掲産業3（個別設定） | | | |
| | TK4 | 特掲産業4（個別設定） | | | |
| | TK5 | 特掲産業5（個別設定） | | | |
| | TT1 | 特掲積上げ産業1（個別設定） | | | |
| | TT2 | 特掲積上げ産業2（個別設定） | | | |

（注）「旧産業との接続」については、全国調査に準じて設定している。なお、記号の見方は以下のとおり。

◎：完全に接続する対応

△：常用労働者数の変動が1.0%以内の対応

○：常用労働者数の変動が0.1%以内の対応

▲：常用労働者数の変動が3.0%以内の対応

×：その他の対応

廃止する集計産業

| 集計産業（旧産業分類） | | | 備考 |
|-------------|---------|---------------------|-------------------------|
| 中分類 | F17 | 化学工業 | 区分を統合し、E16, 17として集計。 |
| | F18 | 石油製品・石炭製品製造業 | 区分を統合し、E16, 17として集計。 |
| | F21 | なめし革・同製品・毛皮製造業 | 区分を統合し、E32, 20として集計。 |
| | F32 | その他の製造業 | 区分を統合し、E32, 20として集計。 |
| | Q80 | 専門サービス業（他に分類されないもの） | 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。 |
| | Q81 | 学術・開発研究機関 | 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。 |
| | Q84 | 娯楽業 | 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。 |
| | Q86, 87 | 自動車整備、機械等修理業 | 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。 |

調査結果の概要（規模 5 人以上）

1 概況

本県における平成 23 年平均の常用労働者（パートタイム労働者含む）の賃金、労働時間、雇用の状況は、次のとおりである。

賃金では、一人平均月間現金給与総額は 292,981 円となり、前年比で 0.3%の増加となった。

労働時間では、一人平均月間総実労働時間は 149.7 時間となり、前年比で 1.2%の減少となった。

内訳を見ると、所定内労働時間が 140.5 時間、前年比 1.1%減、所定外労働時間が 9.2 時間、前年比 3.6%減となった。

雇用では、推計常用労働者数は 431,228 人となり、前年比で 0.5%の増加となった。

2 賃金の動き

平成 23 年における常用労働者一人平均の月間現金給与総額は、292,981 円となり、前年比 0.3%増（規模 30 人以上は 328,459 円、前年比 1.5%増）となった。

このうち、「きまって支給する給与」は、245,257 円となり、前年比 0.0%（30 人以上は 269,183 円、前年比 0.7%増）となった。

また、「特別に支払われた給与」は月平均でみると 47,724 円、前年差 1,629 円増（30 人以上は 59,276 円、前年差 4,041 円増）となった。（表 1）

現金給与総額を物価変動（帰属家賃を除く金沢市消費者物価指数が前年比 0.6%減）を差し引いた実質でみると、前年比 1.0%増（30 人以上は前年比 2.1%増）となった。（図 1、2）

表 1 産業別現金給与額（規模 5 人以上）

| 産業分類 | 現金給与総額 | | | きまって支給する給与 | | | 特別に支払われた給与 | | |
|-----------------------|---------|---------|--------|------------|---------|--------|------------|---------|----------|
| | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 前年比 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 前年比 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 前年差 |
| | 円 | 円 | (%) | 円 | 円 | (%) | 円 | 円 | 円 |
| 調査産業計 | 289,413 | 292,981 | 0.3 | 243,318 | 245,257 | 0.0 | 46,095 | 47,724 | 1,629 |
| 建設業 | 332,379 | 316,916 | △ 3.1 | 282,673 | 272,460 | △ 2.4 | 49,706 | 44,456 | △ 5,250 |
| 製造業 | 315,873 | 336,330 | 4.9 | 266,346 | 273,822 | 1.6 | 49,527 | 62,508 | 12,981 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 533,613 | 509,249 | △ 1.5 | 390,586 | 398,269 | 4.6 | 143,027 | 110,980 | △ 32,047 |
| 情報通信業 | 408,776 | 408,465 | 2.9 | 329,177 | 328,797 | 2.6 | 79,599 | 79,668 | 69 |
| 運輸業、郵便業 | 246,814 | 279,076 | 15.1 | 218,410 | 243,688 | 13.6 | 28,404 | 35,388 | 6,984 |
| 卸売業、小売業 | 249,225 | 235,055 | △ 6.4 | 212,896 | 204,029 | △ 5.0 | 36,329 | 31,026 | △ 5,303 |
| 金融業、保険業 | 360,853 | 347,395 | △ 2.4 | 281,700 | 282,344 | 1.4 | 79,153 | 65,051 | △ 14,102 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 218,241 | 211,652 | 1.5 | 190,978 | 182,942 | 0.4 | 27,263 | 28,710 | 1,447 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 368,305 | 360,997 | △ 2.2 | 291,293 | 303,512 | 3.9 | 77,012 | 57,485 | △ 19,527 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 130,319 | 121,414 | △ 9.7 | 124,574 | 116,943 | △ 9.0 | 5,745 | 4,471 | △ 1,274 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 235,229 | 206,017 | △ 11.2 | 212,902 | 187,920 | △ 10.8 | 22,327 | 18,097 | △ 4,230 |
| 教育、学習支援業 | 399,944 | 417,582 | 2.5 | 319,706 | 328,618 | 1.2 | 80,238 | 88,964 | 8,726 |
| 医療、福祉 | 333,744 | 332,173 | △ 2.6 | 269,852 | 273,904 | △ 0.7 | 63,892 | 58,269 | △ 5,623 |
| 複合サービス事業 | 371,130 | 372,498 | △ 0.5 | 285,050 | 295,900 | 2.7 | 86,080 | 76,598 | △ 9,482 |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 239,698 | 237,549 | △ 2.0 | 213,333 | 208,574 | △ 3.5 | 26,365 | 28,975 | 2,610 |

(注) 調査産業計には、鉱業を含む。
前年比は抽出替えによるギャップ修正済指数により算出したので実数比較に相違する。

図1 現金給与総額の推移(規模5人以上)

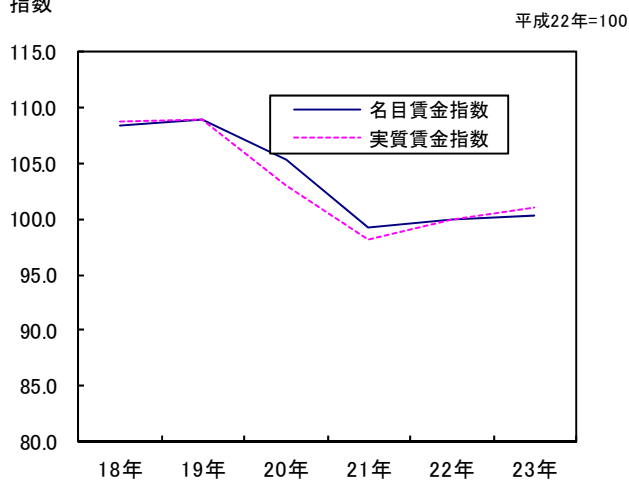
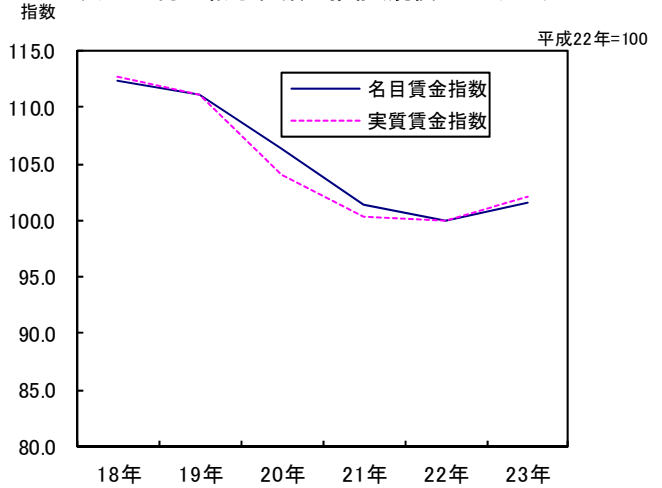


図2 現金給与総額の推移(規模30人以上)



次に、現金給与総額を産業別にみると、①電気・ガス・熱供給・水道業が509,249円と最も高く、以下、②教育、学習支援業、③情報通信業、④複合サービス事業、⑤学術研究、専門・技術サービス業、⑥金融業、保険業、⑦製造業、⑧医療、福祉、⑨建設業の順となっている。

また、現金給与総額を男女別にみると、男363,987円に対し、女210,402円と男女間の賃金格差は男100に対して女57.8となり、昨年の59.8に比べ縮小した。(表2)

表2 産業別男女別現金給与額(規模5人以上)

| 産業分類 | 現金給与総額 | | | | きまって支給する給与 | | | |
|-----------------------|---------|---------|----------------|----------------|------------|---------|----------------|------|
| | 男 | 女 | 男女間賃金格差(男=100) | 男女間賃金格差(男=100) | 男 | 女 | 男女間賃金格差(男=100) | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 調査産業計 | 292,981 | 363,987 | 210,402 | 57.8 | 245,257 | 302,232 | 178,996 | 59.2 |
| 建設業 | 316,916 | 341,265 | 210,637 | 61.7 | 272,460 | 292,147 | 186,530 | 63.8 |
| 製造業 | 336,330 | 401,892 | 201,633 | 50.2 | 273,822 | 322,777 | 173,245 | 53.7 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 509,249 | 539,403 | 312,795 | 58.0 | 398,269 | 420,775 | 251,640 | 59.8 |
| 情報通信業 | 408,465 | 459,181 | 297,052 | 64.7 | 328,797 | 365,800 | 247,508 | 67.7 |
| 運輸業、郵便業 | 279,076 | 304,708 | 159,777 | 52.4 | 243,688 | 265,256 | 143,302 | 54.0 |
| 卸売業、小売業 | 235,055 | 327,835 | 141,266 | 43.1 | 204,029 | 278,182 | 129,069 | 46.4 |
| 金融業、保険業 | 347,395 | 501,322 | 239,076 | 47.7 | 282,344 | 401,267 | 198,657 | 49.5 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 211,652 | 291,094 | 121,582 | 41.8 | 182,942 | 247,273 | 110,005 | 44.5 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 360,997 | 445,439 | 250,107 | 56.1 | 303,512 | 374,969 | 209,675 | 55.9 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 121,414 | 165,777 | 94,948 | 57.3 | 116,943 | 157,763 | 92,591 | 58.7 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 206,017 | 271,448 | 146,796 | 54.1 | 187,920 | 244,063 | 137,106 | 56.2 |
| 教育、学習支援業 | 417,582 | 510,156 | 344,531 | 67.5 | 328,618 | 400,097 | 272,214 | 68.0 |
| 医療、福祉 | 332,173 | 491,140 | 295,238 | 60.1 | 273,904 | 416,287 | 240,822 | 57.8 |
| 複合サービス事業 | 372,498 | 427,847 | 261,732 | 61.2 | 295,900 | 341,084 | 205,477 | 60.2 |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 237,549 | 272,050 | 168,907 | 62.1 | 208,574 | 236,652 | 152,712 | 64.5 |

(注) 調査産業計には、鉱業を含む。

3 労働時間の動き

平成23年の調査産業計の常用労働者一人平均月間総実労働時間は、規模5人以上で149.7時間、前年比1.2%減（規模30人以上では155.0時間、前年比0.9%減）となった。

月間の労働時間を年換算すると、総実労働時間は1,796時間、前年比12時間減（規模30人以上では1,860時間、前年比1時間増）となった。

労働時間の内訳をみると、所定内労働時間は140.5時間、前年比1.1%減（規模30人以上では143.0時間、前年比1.0%減）となった。また、所定外労働時間は9.2時間、前年比3.6%減（規模30人以上では12.0時間、前年比0.0%）となった。

なお、製造業の所定外労働時間は15.4時間、前年比8.4%増（規模30人以上では16.8時間、前年比3.7%増）となった。

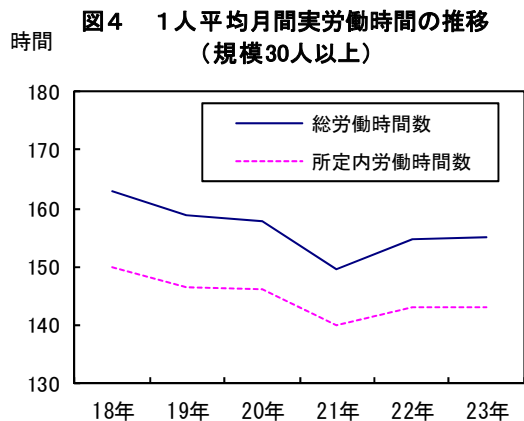
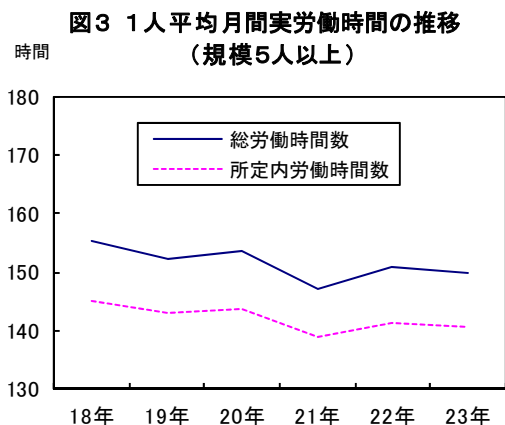
出勤日数は19.5日、前年差0.1日増（規模30人以上では19.5日、前年差0.0日）となった。

（表3、図3、4）

表3 産業別出勤日数、実労働時間数（規模5人以上）

| 産業分類 | 出勤日数 | | | 総実労働時間 | | | 所定内労働時間 | | | 所定外労働時間 | | |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|---------|-------|-------|---------|-------|--------|
| | 平成22年 | 平成23年 | 前年差 | 平成22年 | 平成23年 | 前年比 | 平成22年 | 平成23年 | 前年比 | 平成22年 | 平成23年 | 前年比 |
| | 日 | 日 | 日 | 時間 | 時間 | % | 時間 | 時間 | % | 時間 | 時間 | % |
| 調査産業計 | 19.4 | 19.5 | 0.1 | 150.7 | 149.7 | △ 1.2 | 141.2 | 140.5 | △ 1.1 | 9.5 | 9.2 | △ 3.6 |
| 建設業 | 21.2 | 21.2 | 0.0 | 164.9 | 167.8 | 1.8 | 158.3 | 160.1 | 1.4 | 6.6 | 7.7 | 14.3 |
| 製造業 | 19.6 | 19.9 | 0.3 | 162.6 | 166.0 | 1.8 | 148.5 | 150.6 | 1.2 | 14.1 | 15.4 | 8.4 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 19.6 | 19.1 | △ 0.5 | 163.8 | 157.9 | 0.9 | 154.1 | 145.3 | △ 2.8 | 9.7 | 12.6 | 56.2 |
| 情報通信業 | 18.9 | 19.1 | 0.2 | 165.7 | 164.7 | △ 0.8 | 147.8 | 147.3 | △ 0.1 | 17.9 | 17.4 | △ 7.0 |
| 運輸業、郵便業 | 20.5 | 20.7 | 0.2 | 161.7 | 171.7 | 6.8 | 150.0 | 155.1 | 2.9 | 11.7 | 16.6 | 53.6 |
| 卸売業、小売業 | 19.7 | 19.8 | 0.1 | 145.8 | 141.8 | △ 3.8 | 139.1 | 137.2 | △ 2.4 | 6.7 | 4.6 | △ 32.5 |
| 金融業、保険業 | 18.9 | 19.2 | 0.3 | 144.9 | 147.6 | 2.3 | 137.6 | 139.2 | 1.3 | 7.3 | 8.4 | 18.0 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 18.8 | 17.8 | △ 1.0 | 149.7 | 137.6 | △ 5.0 | 141.9 | 130.7 | △ 5.2 | 7.8 | 6.9 | 3.8 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 20.3 | 19.6 | △ 0.7 | 163.9 | 157.9 | △ 2.3 | 151.3 | 145.1 | △ 3.3 | 12.6 | 12.8 | 8.8 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 16.8 | 17.0 | 0.2 | 114.4 | 108.3 | △ 7.9 | 110.5 | 106.1 | △ 6.6 | 3.9 | 2.2 | △ 42.5 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 19.7 | 18.9 | △ 0.8 | 152.1 | 132.4 | △ 11.4 | 141.8 | 125.6 | △ 9.8 | 10.3 | 6.8 | △ 33.0 |
| 教育、学習支援業 | 17.8 | 17.7 | △ 0.1 | 132.3 | 128.1 | △ 3.3 | 125.9 | 125.9 | △ 0.2 | 6.4 | 2.2 | △ 62.4 |
| 医療、福祉 | 20.2 | 20.2 | 0.0 | 150.8 | 149.4 | △ 2.2 | 144.6 | 143.5 | △ 1.7 | 6.2 | 5.9 | △ 11.3 |
| 複合サービス事業 | 19.4 | 18.7 | △ 0.7 | 149.1 | 144.6 | △ 2.9 | 144.5 | 139.5 | △ 3.1 | 4.6 | 5.1 | △ 0.7 |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 19.3 | 19.1 | △ 0.2 | 157.2 | 155.7 | △ 3.0 | 142.1 | 141.3 | △ 2.1 | 15.1 | 14.4 | △ 12.6 |

(注) 調査産業計には鉱業を含む。
前年比は抽出替えによるギャップ修正済指数により算出したので実数比較と相違する。



4 雇用の動き

平成23年の調査産業計の推計常用労働者数は、規模5人以上では431,228人、前年比0.5%増（規模30人以上では、244,177人、前年比0.5%増）となった。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（107.7%増）、複合サービス事業（40.9%増）、情報通信業（4.3%増）などが増加し、逆に、金融業、保険業（3.5%減）、建設業（2.7%減）、サービス業（他に分類されないもの）（2.7%減）などが減少した。（表4、図5）

また、労働異動率（入職率、離職率）は平成23年平均で入職率1.75、離職率1.74となった。（図6）

表4 産業別推計常用労働者数及び雇用指数（規模5人以上）

| 産業分類 | 推計常用労働者数 | | | 雇用指数 (平成22年=100) | |
|-----------------------|----------|---------|-------|---------------------|-------|
| | 平成22年 | 平成23年 | 前年比 | 平成22年 | 平成23年 |
| | 人 | 人 | % | | |
| 調査産業計 | 429,077 | 431,228 | 0.5 | 100.0 | 100.5 |
| 建設業 | 19,546 | 19,032 | △2.7 | 100.0 | 97.3 |
| 製造業 | 103,554 | 102,372 | △1.1 | 100.0 | 98.9 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,266 | 2,627 | 107.7 | 100.0 | 207.6 |
| 情報通信業 | 11,626 | 12,124 | 4.3 | 100.0 | 104.3 |
| 運輸業, 郵便業 | 26,657 | 26,821 | 0.6 | 100.0 | 100.6 |
| 卸売業, 小売業 | 78,438 | 79,040 | 0.8 | 100.0 | 100.8 |
| 金融業, 保険業 | 10,490 | 10,120 | △3.5 | 100.0 | 96.4 |
| 不動産業, 物品賃貸業 | 4,528 | 4,596 | 1.5 | 100.0 | 101.5 |
| 学術研究, 専門・技術サービス業 | 7,123 | 7,150 | 0.4 | 100.0 | 100.4 |
| 宿泊業, 飲食サービス業 | 36,830 | 36,121 | △1.9 | 100.0 | 98.1 |
| 生活関連サービス業, 娯楽業 | 11,929 | 11,818 | △0.9 | 100.0 | 99.1 |
| 教育, 学習支援業 | 26,462 | 26,192 | △1.0 | 100.0 | 99.0 |
| 医療, 福祉 | 58,166 | 59,347 | 2.1 | 100.0 | 102.0 |
| 複合サービス事業 | 4,840 | 6,824 | 40.9 | 100.0 | 141.0 |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 27,587 | 26,834 | △2.7 | 100.0 | 97.3 |

(注) 調査産業計には、鉱業を含む。

対前比は抽出替えによるギャップ修正済指数により算出したので実数比較と相違する。

